本邦にて新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等をしている方が利用できる 「特例郵便等投票」について

## 【ポイント】

- ●本邦において、新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等をしている方で、一定の要件に該当する方は、今後、公示又は告示される選挙から「特例郵便等投票」 が可能になりました。
- ●在外選挙人名簿に登録されている方でも、帰国中に同様に宿泊・自宅療養等を行い、一定の要件に該当する場合は、「特例郵便等投票」の対象になります。

## 【本文】

1 本邦において、新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等をしている方で、一定の要件に該当する方は、令和3年6月23日以降に公示又は告示される選挙から「特例郵便等投票」が可能になりました。

在外選挙人名簿に登録されている方でも、帰国中に、新型コロナウイルス感染症により宿泊・自宅療養等を行い、一定の要件に該当する場合は、「特例郵便等投票」の対象になります(ただし、衆議院議員又は参議院議員の選挙における投票に限ります)。

- 2 「特例郵便等投票」の詳細につきましては、以下のリンク先をご覧ください。
- ○特例郵便等投票の概要

https://www.soumu.go.jp/main\_content/000755432.pdf

○投票用紙等の請求手続

https://www.soumu.go.jp/main\_content/000755433.pdf

〇特例郵便等投票請求書

https://www.soumu.go.jp/main\_content/000756143.pdf

〇投票の手続

https://www.soumu.go.jp/main\_content/000755434.pdf

## 【在シドニー日本国総領事館】

Level 12, 1 O'Connell Street, Sydney NSW 2000 Australia 代表電話(61-2)9250-1000 Fax(61-2)9252-6600

Web:http://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/index\_j.htm

Email: japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp

※このメールは在留届、たびレジ、総領事館メールマガジン配信登録/読者登録に 登録されたメールアドレスに配信されております。

※「たびレジ」簡易登録をされた方で、メールの配信を変更・停止したい方は、以下の URL から手続きをお願いいたします。

(変更)https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth

(停止)https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete

※「メールマガジン」に登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下の URL から手続きをお願いいたします。

(変更)https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/modify?emb=sydney.au

(停止)https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=sydney.au